

特別支援学校における学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒への対応ガイドラインの流れ

資料 3-1

特別支援教育課

【目的】学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒への教育上の観点、保護者負担軽減の観点から、可能な限り保護者の付添いを求めないで対応していくための安全・安心な体制を整備し、学校における教育の普及奨励

【確認事項】

- 児童生徒の状況に応じ、個別に検討⇒学校での生活状況（平常時のバイタルサイン、発作頻度等）
- 看護師及び教員が、対象となる児童生徒の実態を把握⇒（基礎疾患、コミュニケーション力、バイタルサイン等）
- 看護師が対象となる児童生徒の人工呼吸器対応以外の医療的ケアの手技に慣れている

【実施手順：支援会議開催まで】 ①申請→②説明→③委員会開催→④作成依頼→⑤準備→⑥支援会議

- ①保護者⇒学校長：「学校体制による人工呼吸器対応実施希望申出書」（様式第1号）
- ②学校長⇒保護者：個別に検討。医療機関等との連携体制の構築。段階的な移行等を説明。
- ③校内安全委員会の開催：対象児童生徒の医療的ケアの実態把握、支援会議に向けた準備資料の確認。
- ④保護者・学校⇒主治医：「緊急時対応リスクマニュアル／指示書（案）」（様式第3-1号）の作成依頼。
- ⑤学校・保護者：「ガイド」（様式第4号）、「実施計画書（評価シート）」（様式第5号）の作成。
- ⑥支援会議の開催：対象者の体調と医療的ケアの内容。各資料について主治医等の意見を基に検討。

支援会議において、「学校における対応について、今後も実施に向けて進めていく」との判断になった場合…資料の作成を引き続き行う。

【実施手順：協力病院等との連携まで】 ⑦緊急対応依頼→⑧委員会開催→⑨対応可否の検討→⑩修正・作成

- ⑦学校⇒主治医⇒協力病院⇒学校：主治医が所属する病院と確認しながら、協力病院へ緊急対応依頼（※1）
- ⑧校内安全委員会の開催：「緊急時対応リスクマニュアル／指示書（案）」、「ガイド」、「実施計画書（評価シート）」の内容を検討、確認
- ⑨学校⇒主治医⇒学校：学校体制による人工呼吸器対応可否の検討（様式第6-2号）
- ⑩関係書類の修正・作成：修正内容によっては、⑥に戻る

対応不可（様式第7号）

（※1）主治医が所属する病院が緊急時対応依頼を行う病院である場合は、協力病院への依頼は行わなくてよい。

【実施手順：県教委からの返答まで】 ①資料準備→②研修→③申請→④運営協議会→⑤返答

- ①学校⇒主治医・保護者：「手技伝達シート」（様式第8号）、「人工呼吸器 チェックリスト」（様式第9号）の確認
- ②看護師、教員研修：看護師向けの研修や教員向けの研修、緊急時対応訓練等実施（時期は問わず）

看護師研修内容 ※研修時期や研修の順番は問わない

- ・医療的ケア特別研修（県教委主催）・人工呼吸器の研修（学校）・手技伝達シートによる評価（保護者）
- ・アンビュー加圧の手技、気管カニューレ誤抜去時等の対応（主治医）・実施計画書の評価シートによる評価（校内職員）・緊急時対応訓練（学校・県教委主催）※シミュレーターを使用した訓練も含む

- ③学校長⇒県教育委員会：「学校体制による人工呼吸器対応の実施予定について」（様式第10号）を申請。
- ④医療的ケア運営協議会：対象児童生徒の所属学校長が資料の説明。安全・安心に実施できるか協議。
- ⑤県教育委員会⇒学校長：「学校体制による人工呼吸器対応について」（様式第11号）を学校長に返答。

【実施手順:完全実施まで】 ①⑥段階的实施→①⑦運営協議会→①⑧見直し・修正→①⑨申請
→①⑩運営協議会→①⑪返答→①⑫完全実施

①⑥児童生徒への対応を段階的に実施

【保護者からの引継ぎ段階の例】

- ① 学校において保護者が医療的ケアを実践し、それを担当看護師などが観察
- ② 保護者付添いの段階的な縮減(見守り時間を減らす、別室待機等)
- ③ 保護者付添いなし(半日実施)
- ④ 安全な実施の確認(校内安全委員会)
- ⑤ 完全実施(1日を通して、保護者付き添いなしで児童生徒への対応)
- ⑥ 実施後の見直し

【引継ぎ段階における評価及び安全実施の判断】

○ 進め方の例

- ・ 各段階に必要な期間を決め、その都度校内で評価。段階的に保護者からの引き継ぎ
- ・ 引き継ぎ内容について評価項目を設け、校内で評価

- 保護者や看護師が、対象生の健康管理や人工呼吸器の管理について理解し、保護者や看護師の不安が解消されるまで実施

【引継ぐ際の工夫例】

- ・ 日常の健康観察に加え、「人工呼吸器チェックリスト」の活用
- ・ 写真入り引継ぎ資料(朝のチェックポイント、人工呼吸器の回路の固定位置、移乗方法 等)

【看護師体制例】

- ・ その日の担当看護師を決め、対象生を専任で担当
- ・ その日の担当看護師が、対象生を中心に他の医療的ケア生を含めて担当

【その他】

- ・ 医療的ケア運営協議会における協議②では、半日程度の実施についての検討を想定
- ・ 医療的ケア運営協議会における協議③では、完全実施についての検討を想定早めの医療的ケ

①⑦医療的ケア運営協議会:対象児童生徒の所属学校長が「実施記録」等の説明。安全・安心に実施できるか協議。

①⑧定期的な見直し・修正:定期的に校内安全委員会や伝達研修等を行い、段階的な対応を振り返る。

完全実施に向けて

①⑨学校長⇒県教委:「学校体制による人工呼吸器対応の完全実施について」(様式第12号)を申請。

①⑩医療的ケア運営協議会:対象児童生徒の所属学校長が「実施記録」等の説明。安全・安心に完全実施ができるか協議。

①⑪県教育委員会⇒学校長:「学校体制による人工呼吸器完全実施について」(様式第13号)を学校長に返答。

①⑫完全実施:学校体制による人工呼吸器を使用している児童生徒への対応開始

①⑬定期的な校内安全委員会の開催・特別支援学校医療的ケア運営協議会への実施報告